

江戸川区私立幼稚園等預かり保育料補助金のお知らせ

江戸川区では、私立幼稚園等で預かり保育を利用されている世帯に対して、保育料の負担を軽減するための補助を実施しています。

東京都の「第1子保育料無償化」の開始に伴い、本区においても令和7年9月分より保育の必要性がある児童に対する補助の拡充を行います。

（この補助制度は私立幼稚園の取り扱いの状況等により、補助内容が変更となる場合がありますのでご了承ください）

1 補助要件

次の全ての要件に該当する方が補助対象となります。

- （1）月の初日を基準日として、保護者、児童ともに江戸川区に住民登録をしていること。
- （2）教育・保育給付_2号認定（注）を受けている、課税世帯（注2）であること。
- （3）（4月から8月まで）私立幼稚園等の預かり保育を利用する満3歳クラスの児童のうち、第2子以降であること。
（9月から3月まで）私立幼稚園等の預かり保育を利用する満3歳クラスの児童であること。
第1子を補助対象に拡大しました。
- （3）保育料を滞納していないこと。

注 認可保育園等に入園申し込みの際に取得が必要な、保育の必要性の認定です。

注2 非課税世帯の場合、「幼児教育・保育の無償化制度」が補助対象です。

2 補助の内容等

- ・保護者が負担する預かり保育料の月合計額・・・A（注3）
450円×預かり保育の月の利用日数・・・B
AとBを比較して、低い方の額・・・C（補助の月上限額：16,300円）

注3 在籍している私立幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育の提供が十分でない場合に認可外保育施設を利用した場合はその利用料も補助対象です。
「預かり保育を実施していない、あるいは提供が十分でない場合」の基準は、幼児教育・保育無償化制度と同様です（区HPでご確認ください）。

トップページ>子育て・教育>子育て>幼児教育・保育の無償化>1対象となる児童、施設>幼稚園、認定こども園の預かり保育

○ 保護者が育児休業を取得されている場合

職場に復帰されることが保育の必要性の認定要件となり、施設利用開始日、職場復帰日、補助開始月の関係は以下の表のようになります（補助開始月の考え方は令和7年10月以降も同様です）。

施設利用開始日	職場復帰日	補助開始月
令和7年9月1日	令和7年10月1日以前	令和7年9月
	令和7年10月2日以降（11月1日まで）	令和7年10月

3 補助金の申請手続き

以下の書類を郵送または持参によりご提出ください。

なお、申請に必要な書類は、年度内に限り有効です。

【申請に必要な提出書類】

- （1）「令和7年度私立幼稚園等預かり保育料補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）」
- （2）保育の必要性の確認できる書類
「教育・保育給付認定申請書」と「保育の必要性の確認書類」もあわせて提出が必要です（すでに認定を取得している場合は「保育の必要性の確認書類」のみ）。
また、保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合（注4）は、変更が確認できる資料の提出が必要です（注4 別紙の「保育の必要性の認定申請手続き」を参照してください）。
なお、保育の必要性の認定は過去に遡及して認定することができませんのでご注意ください。
- （3）補助金の振込先の口座情報が確認できるものの写し（通帳、キャッシュカード等）
- （4）令和7年1月1日に江戸川区に住民登録がない場合（該当者のみ）
令和7年度の区市町村民税の課税状況が確認できる書類（課税証明書等）の写し
区市町村民税の所得割額（世帯合計）が確認できない場合は補助金の審査ができません。

4 申請の提出期限

- (1) 令和 7 年 9 月に預かり保育を利用している場合の提出期限 : 令和 7 年 9 月 30 日
- (2) 預かり保育の利用を開始した場合の提出期限 : 預かり保育利用開始月の月末
- (3) 保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合（**注 4**）の提出期限 : 変更発生月の月末
- 注 4** 別紙の「保育の必要性の認定申請手続き」を参照してください

5 支払いまでの流れ

「4 申請の提出期限」までに受付をした申請については、審査のうえ、補助金の交付決定通知（または不交付決定通知）を送付し、支払い時期に該当となった月数分をまとめて支払います。

預かり保育の利用年月	支払時期
令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月	令和 8 年 5 月下旬

6 幼児教育・保育無償化制度

下記要件に該当する場合は「幼児教育・保育無償化制度」に該当し、保育料の負担が軽減されます。

(1) 0歳児から2歳児クラス

- ① 要件：区市町村民税が非課税世帯（**注 5**）で、施設等利用給付_新 3 号認定を受けていること。
- 注 5** 令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月分までの請求は令和 7 年度の区市町村民税により審査します。
- ② 対象額：月額上限 16,300 円

(2) 3歳児から5歳児クラス

- ① 要件：施設等利用給付_新 2 号認定を受けていること。
- ② 対象額：月額上限 11,300 円

・保育の必要性の認定の申請方法や、請求方法の詳細は江戸川区のホームページをご参照いただくか、下記までお問い合わせください。

(区HP トップページ > 子育て・教育 > 子育て > 幼児教育・保育の無償化)



幼児教育・保育の無償化

【問い合わせ先・提出先】

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
 子ども家庭部 子育て支援課 施設利用給付係
 電話：03-5662-1012(直通)